

新 規 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第 1 3 号	受理年月日	令和 7 年 3 月 3 日
請願の件名	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての請願 〔請願項目〕 国会及び政府に「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」を国に提出すること 〔請願理由〕 女性差別撤廃条約は、国連で1979年に採択され、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障しています。法律や制度、規範の中にある差別はもちろん、社会の慣習や慣行における性差別をもなくして事実上の平等実現を求める内容で、現在締約国は189、日本は1985年に批准しています。 選択議定書は、この条約の実効性を強化するために1999年、改めて採択されたもので、「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続きを規定しています。「個人通報制度」によって条約で保障された権利を侵害された個人が、国内の救済手続きを尽くしても救済されない場合に国連女性差別撤廃委員会に申し立てができるようになりました。現在、115ヶ国が批准していますが、日本はまだ批准しておらず、日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、選択議定書の批准は急務です。 男女平等度を示す「ジェンダーギャップ指数」で日本は、146ヶ国中118位と世界最低のレベルです。 選択議定書の早期批准を求める意見書は349地方議会（2024年10月）で採択されています。 女性差別撤廃委員会における審議では、2003年、2009年、2016年、2024年とも日本政府に選択議定書を批准するよう繰り返し求めています。第5次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約を積極的に遵守し」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としています。政府がこの計画にのっとり、すみやかに選択議定書を批准するよう要望します。		

紹介議員	前屋敷 恵美
------	--------